○宇和島市有料広告取扱要綱

平成１８年２月７日

要綱第７１号

改正　平成２１年１２月２８日要綱第５２号

平成２５年３月１日要綱第１３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇和島市（以下「市」という。）が保有する施設、物品及び印刷物等の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　市の資産への広告掲載は、民間事業者等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（広告の掲載範囲）

第３条　広告は、次のいずれの要件にも該当しない場合に限り、掲載することができる。

（１）　公共性を損なうおそれのあるもの

（２）　政治又は宗教に関するもの

（３）　個人、団体等の意見広告を内容とするもの

（４）　公序良俗に反するもの

（５）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める風俗営業に関するもの

（６）　誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切なもの

（７）　暴力団又は暴力団の構成員、その他これらに準ずるものとして別に定めるもの

（８）　その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

（広告媒体の種類）

第４条　広告掲載を行う広告媒体の種類は、市長が定める。

（広告の規格等）

第５条　広告の規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに定める。

（広告媒体及び広告掲載の審査機関）

第６条　広告掲載を行おうとする広告媒体及び掲載する広告の可否を審査するため、宇和島市有料広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会の組織及び会議等は別に定める。

（広告掲載希望者の募集）

第７条　広告掲載希望者の募集は、市ホームページ及び広報うわじま等の広報印刷物で公募する。

（広告掲載の申し込み）

第８条　広告掲載希望者は、宇和島市有料広告掲載申込書（様式第１号）により、広告媒体ごとに市長が指定する期間内に申し込むこととする。

（広告掲載の決定）

第９条　市長は、審査委員会において審査された結果に基づき、広告掲載の可否を決定する。

２　市長は、広告掲載可否の決定後、宇和島市有料広告掲載決定通知書（様式第２号）により、広告掲載希望者に通知する。

（広告掲載料の納付）

第１０条　広告掲載が決定した広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、宇和島市有料広告掲載決定通知書の受理後、市が指定する期日までに、市が指定する方法により広告掲載料を一括納付しなければならない。

（広告掲載の取り消し）

第１１条　市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

（１）　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（２）　指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（３）　その他市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

２　市長は、広告掲載の取り消し決定後、宇和島市有料広告掲載取消通知書（様式第３号）により、広告主に通知する。

（広告掲載料の返還）

第１２条　広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、納付済

みの広告掲載料を広告主に返還する。

２　第１１条第１項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告主の責務）

第１３条　市内に事業所等を有する広告主は、市税を完納していなければならない。

２　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

３　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関る財産権のすべてにつき、権利処理が完了していなければならない。

４　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年２月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２８日要綱第５２号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附　則（平成２５年３月１日要綱第１３号）

この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。